

ロシア連邦大統領令

2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」の改正について

1. 2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 32、掲載番号5816；No. 50、掲載番号8889；2023、No. 52、掲載番号9593）に、以下の変更を加える：

a) 以下を内容とする第5項の1を追加する：

「5の1 ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会は、本令第5項にしたがった取引（オペレーション）を実行することの妥当性を検討し、取引実行の妥当性または非妥当性についての根拠を付した勧告を作成する。取引（オペレーション）が金融機関の株式（定款資本金中の持分）の取得および（または）金融機関の株主（出資者）に対する支配確立を目的とするものである場合、根拠を付した勧告を作成するにはロシア連邦の法に定められているロシア連邦中央銀行の事前同意が存在しなければならない。」；

b) 以下を内容とする第5項の2を追加する：

「5-2 ロシア連邦大統領の特別決定は、本令第5の1項の要件を考慮することなく下すことができる。」。

2. ロシア連邦政府は、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）を実行することの妥当性をロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が検討する手順を承認するものとする。

3. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年2月26日

第143号